

青森県農村地域資源の保全管理の推進に関する第三者委員会設置要領

(趣旨)

第1 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する事業の円滑な実施に資するため、青森県農村地域資源の保全管理の推進に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 委員会は次の事務を所掌する。

- 1 中山間地域等直接支払交付金
 - (1) 市町村及び関係団体への助言に関すること。
 - (2) 交付金の実行状況の点検に関すること。
 - (3) 市町村の対象農用地の指定の評価に関すること。
 - (4) 特認地域及び特認基準についての審査検討に関すること。
- 2 多面的機能支払交付金
 - (1) 青森県多面的機能支払推進協議会への助言に関すること。
 - (2) 交付金の実行状況の点検に関すること。
 - (3) 交付金の活動組織の取組の評価及び指導、助言に関すること。
- 3 青森県中山間地域ふるさと活性化基金
基金事業の実行状況の点検に関すること。
- 4 その他
上記1から3までに必要と認められること。

(組織)

- 第3 委員会は、学識経験を有する者や地域活動経験等を有する者で、公平な立場にある者の中から、青森県農林水産部長が委嘱した者をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
 - 4 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 5 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 委員に事故あるときは、その委員を補欠することができる。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 委員会は、青森県農林水産部長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
- 4 委員会は、第2に定める所掌事務のうち、必要な事項について審議等を行う。
- 5 委員長は必要と認めるときは委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、青森県農林水産部農村整備課に置く。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和2年6月12日から施行する。